
裾野市景観計画

平成25年3月 裾野市

目 次

はじめに	1
1 景観計画区域	2
2 良好な景観形成のための方針	3
1) 景観形成の基本的考え方	3
2) 景観形成の基本目標	4
3) 要素別景観形成方針	5
4) 地区別景観形成方針	9
5) 土地利用別景観形成方針	12
6) 良好な景観形成のための指針	15
3 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項	16
1) 届出対象行為	16
2) 行為の制限	17
4 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針	22
1) 景観重要建造物の指定の方針	22
2) 景観重要樹木の指定の方針	22
5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置 に関する行為の制限に関する事項	23
1) 基本事項	23
2) 制限の方針	23
6 景観重要公共施設の整備に関する事項	24
1) 景観重要公共施設の指定箇所	24
2) 景観重要公共施設の概要	25
3) 景観重要公共施設の整備に関する方針	27

はじめに

景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による景観計画を以下のとおり定める。

本計画は良好な景観の形成に関する基本計画である「裾野市景観形成基本計画」に即して定め、取組の進捗状況等に応じて、随時、追加等を行うものとする。

1 景観計画区域

(法第8条第2項第1号)

裾野市は、富士山の裾野と箱根連山に挟まれ、黄瀬川等の流域に形成されたまちであり、麗峰富士の眺望をはじめ、変化に富んだ自然景観を有している。郊外部では屋敷林や長屋門等を有する集落地も残されており、裾野市の歴史と文化が感じられる景観も随所に見られ、後世に適切に保存継承することが求められる。

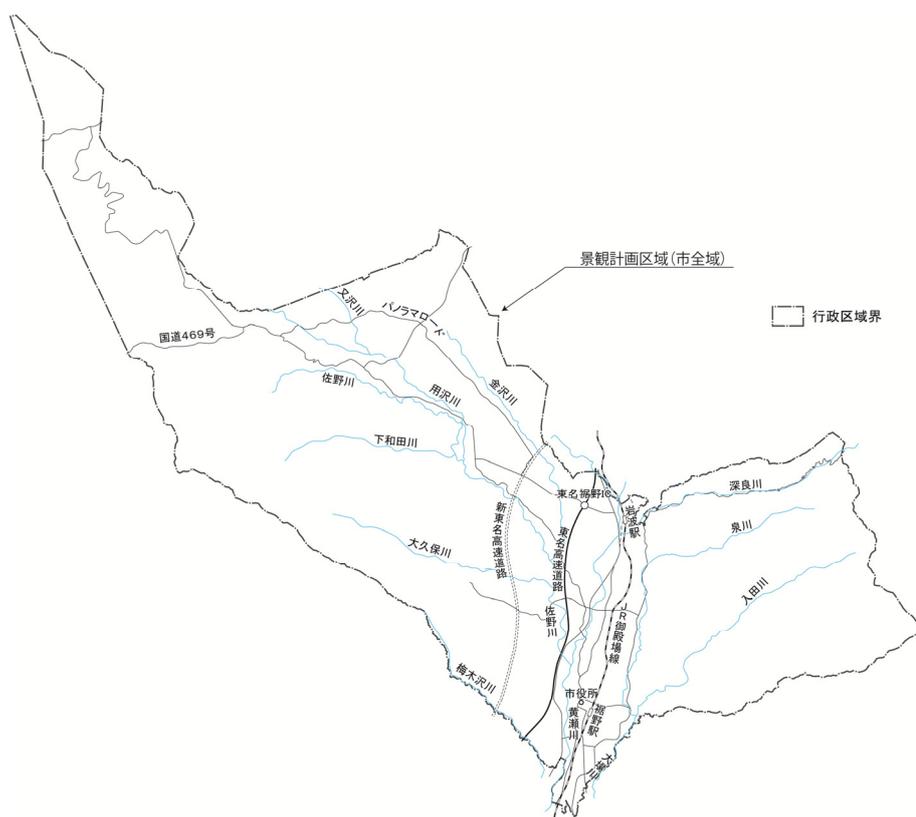
一方、JR 御殿場線や国道 246 号が通るとともに、東名高速道路裾野インターチェンジが設置されていることもあり、工業都市としての性格が強く、比較的多くの工場、研究所が立地しており、本市の豊かな自然景観との調和が求められる。また、JR 裾野駅周辺では土地区画整理事業が進行中であり、まちの顔が大きく変化しつつあり、併せて景観的な配慮が求められている。

さらに、近年の全国的な傾向では、幹線道路沿道において、建築物や屋外広告物の形態や意匠が無秩序になりやすい傾向にあり、幹線道路のある本市においても良好なまち並み景観や自然景観を阻害しないような対応も必要である。

このように、本市の景観形成に係る課題は、市全域を対象としているため、市全域を景観計画区域とする。

また、特に保全すべき優れた景観が残されている地区、あるいは特に良好な景観形成が求められる地区については、市民意向を踏まえ、景観形成重点地区に指定し、その地区にふさわしい良好な景観形成のための方針及び良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を定めていく。

景観計画区域図



2 良好な景観形成のための方針

(法第8条第2項第2号)

1) 景観形成の基本的考え方

裾野市の景観形成は、以下に示す考え方に基づき推進する。

(1) 裾野市の特徴を景観形成に活かす

- ・富士山や愛鷹山、箱根山等の山並みや斜面緑地、黄瀬川や佐野川などをはじめとする自然景観、起伏に富んだ地形、あるいは旧植松家住宅等の歴史・文化・伝統は本市の特徴や個性である。
- ・これらの特徴や個性を保全、活用した景観づくりを進めて、裾野市らしさのある景観形成を進めていく必要がある。

(2) 地域の景観と調和する開発や建築等を誘導する

- ・恵まれた自然景観や裾野市らしい特徴的な景観を保全・活用するとともに、これと調和する開発や建築等の誘導が必要である。
- ・恵まれた自然景観が大きく改変されたり、まち並み景観の特徴が喪失することがないように、大規模な開発は計画的に誘導するとともに、造成や建築、工作物の設置あるいは屋外広告物の掲出等は、各種法制度等を運用し適切に誘導する。

(3) 市民、事業者、行政の協働により景観形成を推進する

- ・自然景観やまち並み景観に変化をもたらす開発や建築等は、市民、事業者によるものが大半であることから、市民、事業者による良好な景観形成への取組みが重要である。一方、自然景観の保全や公共施設等の良好な景観形成にあたっては、行政の先導的な役割が重要である。
- ・このため、良好な景観形成に対する市民、事業者、行政の共通認識を醸成し、三者の適切な役割分担、協働により景観形成に取り組む必要がある。

2) 景観形成の基本目標

本市の景観を構成する要素を市全域から抽出するとともに体系的に整理し、要素毎に良好な景観を形成するための方針を示す。

みんなでつくろう 富士の裾野の裾模様

“あなたの思いやりが、美しい裾模様をつくれます！”

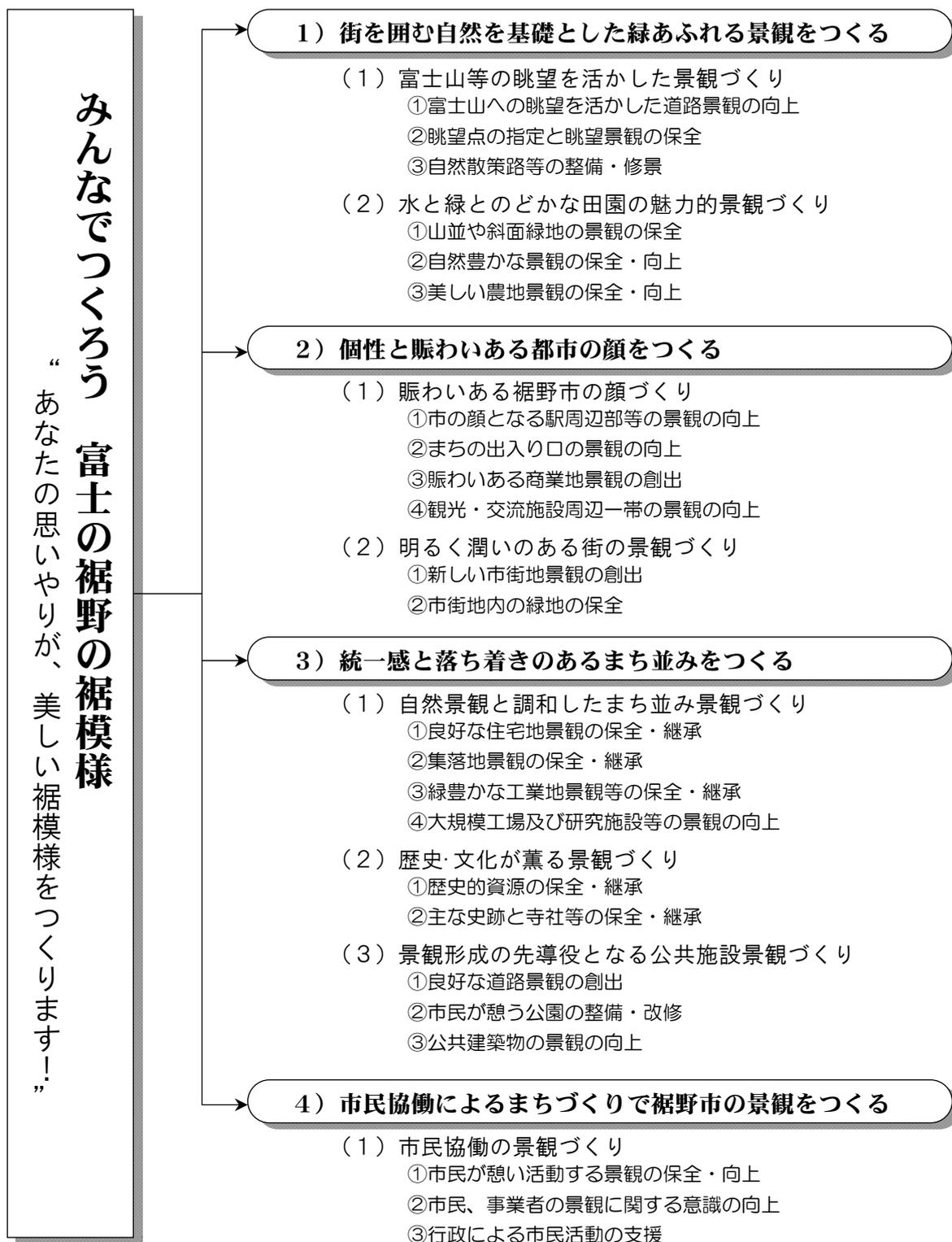
本市の景観形成は、富士山をはじめ、市域を取り囲む愛鷹山、箱根山の山並みと斜面緑地を骨格とし、これらと調和する裾野市らしさを感じるまち並みの創出を図るとともに、この富士の裾野の地に継承されてきた、歴史、文化、伝統などを生かした特徴的な景観を保全活用することを基本とする。

また、これらの景観形成は、市民・事業者・行政が互いの役割を認識し、必要な取り組みを進めるなど、協働の体制を構築して進めていく。

3) 要素別景観形成方針

- ・景観形成の基本目標を達成するために、景観形成の現況や課題を踏まえ、本市の景観を構成する要素を体系的に分類し、要素別の景観形成方針を示す。

■要素別景観形成方針の体系



1) 街を囲む自然を基礎とした緑あふれる景観をつくる

(1) 富士山等の眺望を活かした景観づくり

富士山の眺望は、本市の自然景観の象徴的なものであるため、眺望景観の保全や眺望点の指定等を進めるとともに、富士山等の眺望を活かした自然散策ルートを整備、改修等を進め、富士山等の眺望を活かした景観づくりを進める。

- ①富士山への眺望を活かした道路景観の向上
- ②眺望点の指定と眺望景観の保全
- ③自然散策路等の整備・修景

(2) 水と緑とのどかな田園の魅力的景観づくり

市街地の背景となる山並みや市街地周辺の斜面緑地、河川、起伏ある地形、あるいは市街地を取り囲むのどかな田園景観等、裾野市の魅力的な景観を維持保全し、後世に継承する。

- ①山並や斜面緑地の景観の保全
- ②自然豊かな景観の保全・向上
- ③美しい農地景観の保全・向上

2) 個性と賑わいある都市の顔をつくる

(1) 賑わいある裾野市の顔づくり

裾野駅や周辺の商店街、市北西部一帯の観光・交流施設が集積する地区等、多くの人が行き交う本市の「顔」となる地区は、本市の印象に大きな影響を与えるため、賑わいと活気の創出に配慮し、「顔」として相応しい景観を創出する。

- ①市の顔となる駅周辺部等の景観の向上
- ②まちの出入り口の景観の向上
- ③賑わいある商業地景観の創出
- ④観光・交流施設周辺一帯の景観の向上

(2) 明るく潤いのある街の景観づくり

市街地景観の向上を図るために、緑化や建築物等の景観面の誘導に配慮した市街地の整備や市街地内のまとまった緑地や屋敷林等の保全継承等により、明るく潤いのある街の景観を創出する。

- ①新しい市街地景観の創出
- ②市街地内の緑地の保全

3) 統一感と落ち着きのあるまち並みをつくる

(1) 自然景観と調和したまち並み景観づくり

市街地の後背の山並みや斜面緑地、河川等の自然景観と調和し、緑豊かな潤いのある住宅地景観や工業地景観を創出するとともに、昔ながらの趣きのある集落地景観を保全し、自然景観と調和したまち並み景観を創出する。

- ①良好な住宅地景観の保全・継承
- ②集落地景観の保全・継承
- ③緑豊かな工業地景観等の保全・継承
- ④大規模工場及び研究施設等の景観の向上

(2) 歴史・文化が薫る景観づくり

市内の指定文化財や歴史的建築物、史跡、寺社等は、本市の歴史、文化、伝統を表す貴重な景観要素であることから、維持保全を図るとともに、周辺部についても、これらとの調和に配慮した景観形成に努め、後世に継承する。

- ①歴史的資源の保全・継承
- ②主な史跡と寺社等の保全・継承

(3) 景観形成の先導役となる公共施設景観づくり

道路、河川、公園及び公共建築物等、公共施設については、周辺のまち並み景観や自然景観との調和に配慮しつつ、優れた景観となるよう努め、本市の景観形成の先導的役割を担うようにする。

- ①良好な道路景観の創出
- ②市民が憩う公園の整備・改修
- ③公共建築物の景観の向上

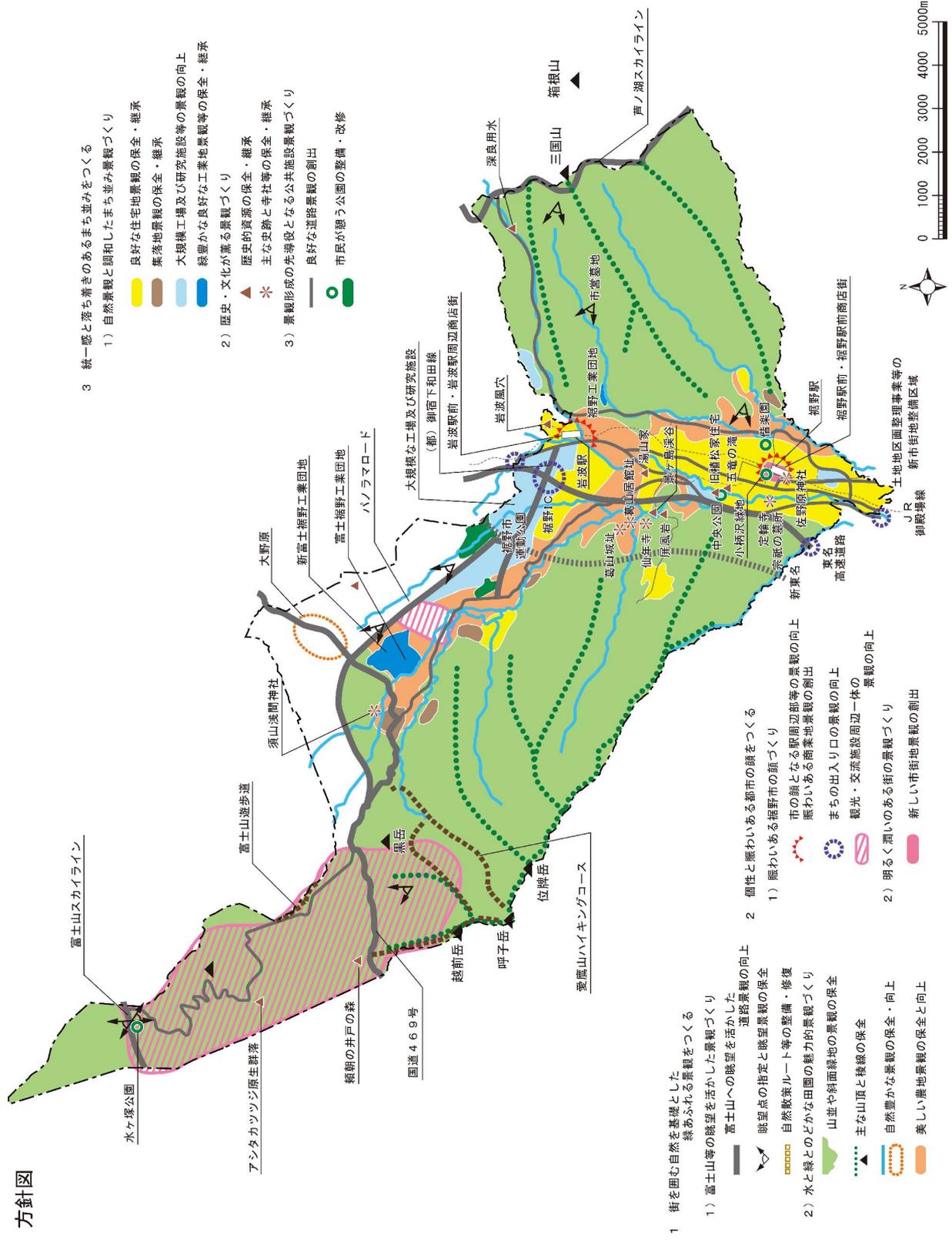
4) 市民協働によるまちづくりで裾野市の景観をつくる

(1) 市民協働の景観づくり

祭事やイベント、あるいは美化活動や花壇づくり等の市民活動を活かした景観づくりを進めるとともに、市民、事業者及び行政が協働で美しい裾野市の景観づくりを進める。

- ①市民が憩い活動する景観の保全・向上
- ②市民、事業者の景観に関する意識の向上
- ③行政による市民活動の支援

都市景観形成 方針図



- 3 統一感と落ち着きのあるまち並みをつくる
- 1) 自然景観と調和したまち並み景観づくり
 - 良好な住宅地景観の保全・継承
 - 集落地景観の保全・継承
 - 大規模工場及び研究施設等の景観の向上
 - 緑豊かな良好な工業地景観等の保全・継承
 - 2) 歴史・文化が薫る景観づくり
 - 歴史的資源の保全・継承
 - 主な史跡と寺社等の保全・継承
 - 3) 景観形成の先導役となる公共施設景観づくり
 - 良好な道路景観の創出
 - 市民が憩う公園の整備・改修

- 1 街を囲む自然を基盤とした緑あふれる景観をつくる
 - 1) 富士山等の眺望を活かした景観づくり
 - 富士山への眺望を活かした道路景観の保全
 - 眺望点の指定と眺望景観の保全
 - 2) 水と緑との豊かな田園的景観づくり
 - 山並や斜面緑地の景観の保全
 - 主な山頂と稜線の保全
 - 自然豊かな景観の保全・向上
 - 美しい農地景観の保全と向上
- 2 個性と賑わいある都市の顔をつくる
 - 1) 賑わいある裾野市の顔づくり
 - 市の顔となる駅周辺部等の景観の向上
 - 賑わいある商業地景観の創出
 - 2) 明るく酒いのある街の景観づくり
 - まちの出入り口の景観の向上
 - 観光・交流施設周辺一体の景観の向上
 - 新しい市街地景観の創出

4) 地区別景観形成方針

地区レベルの景観特性にあわせた、よりきめ細かな景観形成の方針を明らかにするために、市域を5地区に区分し、地区毎の景観形成方針を示す。



(1) 西地区

－水と緑が調和する裾野市の顔となる景観を守り育てる－

西地区には JR 裾野駅があることから、水と緑を基調とした、本市の顔、あるいは玄関口としてふさわしい景観づくりを進める。

地区の背景となっている山裾の斜面緑地や黄瀬川の自然環境や歴史的な資産を保全し、裾野駅、裾野市役所周辺及び商店街等は、周囲の斜面緑地景観と調和しつつ、拠点性が感じられるとともに本市と分かる特徴的な景観づくりを進め、「裾野市の顔」を形成していく。

郊外においては、農地や斜面緑地景観を保全し、建築物や工作物等は緑地景観と調和した景観としていく。

(2) 東地区

－富士の眺望とともに落ち着きのある景観を守り育てる－

東地区には JR 裾野駅があることから、本市の顔、あるいは玄関口として、富士山の眺望を守りつつ、地域住民が安心して暮らせる落ち着きのある景観づくりを進める。

「裾野市の顔」の形成のために、裾野駅や商店等は、周囲の斜面緑地景観と調和しつつ、拠点性が感じられるとともに本市と分かる特徴的な景観づくりを進める。

郊外においては、河川や斜面緑地等の自然景観や趣のある田園景観や集落地景観を保全するとともに、これらと調和した住宅地や工業地の景観づくりを進める。

(3) 深良地区

－箱根山麓の豊かな緑と清らかな水が流れる景観を守り育てる－

深良地区は、深良川の歴史の貴重性を重視し、箱根山麓の豊かな緑、清らかな水が流れる景観、さらに箱根山と富士山の眺望景観等を活かし、歴史と自然環境とまち並みが共生する景観づくりを進める。

岩波駅を中心とした市街地においては、後背の箱根山の斜面緑地景観と調和する、地区の拠点としてふさわしい景観づくりを進める。

また、集落地では、地区の歴史的な資産を景観として活かし、在来の家並みを継承する景観づくりを行う。

(4) 富岡地区

－愛鷹山と調和する美しいふるさと景観を地域で守り育てる－

富岡地区は、愛鷹山の斜面緑地を地区の目印とし、自然景観や歴史・文化的景観を活用したふるさと景観づくりを進める。

愛鷹山の斜面緑地景観を保全するとともに、黄瀬川や景ヶ島溪谷等の自然景観、仙年寺・葛山城跡周辺等の歴史・文化的景観、特徴的な集落地景観を保全継承する。

さらに、宅地内の緑化等により愛鷹山と調和した家並みをつくとともに、市街地内からの富士山の眺望を保全し、ふるさととして意識されるような、住宅地環境や景観づくりを行う。

(5) 須山地区

－富士裾野の美しく懐かしい景観を守り育てる－

須山地区は、自然景観や歴史・文化的景観が調和する美しく懐かしい景観を保全活用しつつ、富士山の裾野に訪れる人たちを迎え入れるような景観づくりを進める。

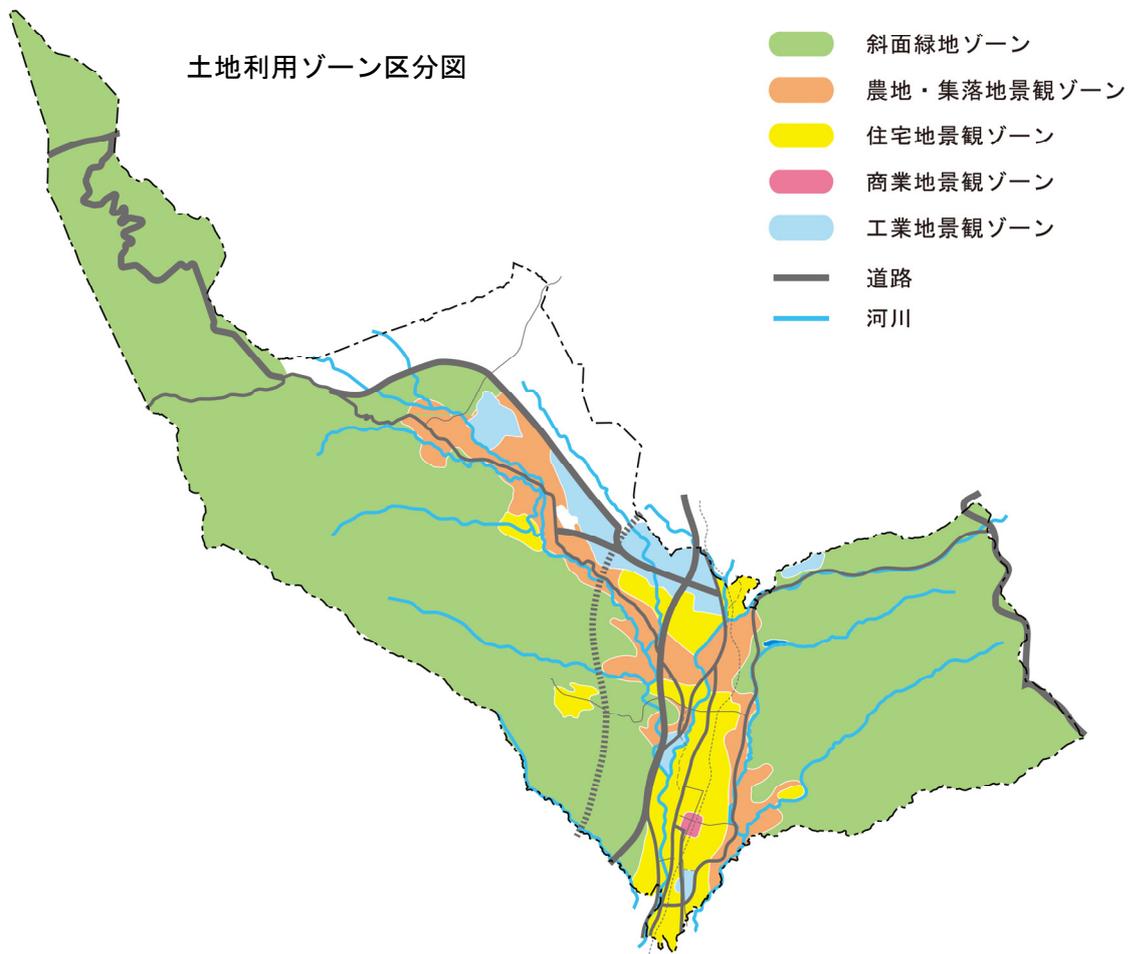
北部の観光交流施設や別荘地、あるいはこれらへのアクセス道路は、富士山の眺望や周囲の自然景観を活かし、さらに良好なものとするような景観づくりを進める。

集落においては、神社等の歴史的な資産とこれから醸し出される独特の雰囲気や景観を活かし、特徴的な家並みを継承する景観づくりを行う。

5) 土地利用別景観形成方針

景観形成の目標を達成するために、土地利用特性や現況特性にあわせて、市域を次のように5つのゾーンに区分し、各ゾーンの特性にあわせた景観形成方針及び建築物・工作物の景観形成指針を示す。

(1) 斜面緑地ゾーン	市域を取り囲む愛鷹山、箱根山の山並み及びこれらの斜面緑地のゾーン
(2) 農地・集落地景観ゾーン	市街地を取り囲む農地及び集落地のゾーン
(3) 住宅地景観ゾーン	主に住居系用途地域が指定されているゾーン
(4) 商業地景観ゾーン	中心市街地のゾーン
(5) 工業地景観ゾーン	市内の工業集積地及び大規模工場地が立地するゾーン



(1) 斜面緑地ゾーン

- ・市街地の背景となる山並み及び市街地周辺の斜面緑地は、本市の自然景観の骨格であるため、これらの保全のために、各種法制度や土地利用指導等を活用し、無秩序な開発行為の抑制を図る。
- ・止むを得ず開発する場合は、起伏ある地形を含む自然環境の保全、斜面緑地景観の保全に十分に配慮するとともに、市街地からの見え方を十分に検証し、本市の景観を阻害しないよう配慮する。
- ・学術上貴重なアシタカツツジや高山性植物等、自然環境の保全の上で重要な樹林地については、適切な維持管理を進め保全を図る。

(2) 農地・集落地景観ゾーン

- ・市街地を取り囲む農地及び集落地は、本市らしさを呈する貴重な景観であることから、保全継承を図る。
- ・農地については、農地として維持保全を図ることを基本とし、近年増加傾向にある耕作放棄地の発生防止と減少を図る。
- ・屋敷林や長屋門を持つ伝統的な住宅を後世に継承するために、建築物や屋敷林等の維持管理を図るとともに、建築物や工作物の形態、意匠、素材等について誘導する。
- ・その他、農道、農業用排水路等の施設について、農村景観と調和するよう、維持保全及び改修を図る。

(3) 住宅地景観ゾーン

- ・住居系用途が指定され、住宅地が広がるゾーンについては、緑があふれ落ち着いた住宅地景観の創出のために、敷地内や周囲の緑化並びに建築物、工作物及び屋外広告物の形態、意匠を誘導し、周囲のまち並みや後背の山並みとの調和を図る。
- ・また、千福が丘地区や南部地区、裾野駅西地区において地区計画が定められているように、良好な住宅地景観を創出し、継承するための各種法制度の運用を検討する。

(4) 商業地景観ゾーン

- ・裾野駅周辺を中心市街地の区域は、本市らしさを備えた賑わいと活気ある商業空間とするために、愛鷹山や箱根山の斜面緑地と調和を図るとともに、まち並みの統一感を創出するよう、既に指定されている地区計画の維持継続や景観法の運用により、建築物や屋外広告物等の形態、意匠を誘導する。
- ・住民や商業関係者及び行政が協働し、修景、美化清掃、緑化活動等、景観形成に係る多様な活動を進める。

(5) 工業地景観ゾーン

- ・大規模な工場及び研究所、あるいは丘陵地斜面に立地する既存の工場や工業団地等については、周囲の景観を阻害しないよう、建築物、工作物及び屋外広告物の形態、意匠を誘導するとともに、緑地を確保し、周辺の自然景観との調和を図る。
- ・新設する工場等においては、建築物、工作物及び屋外広告物の位置、規模、形態、意匠の誘導等により、周辺の自然景観との調和を図るとともに、富士山や山並みの眺望に配慮した良好な工業地景観を創出し、本市のイメージアップに繋げていく。

6) 良好な景観形成のための指針

景観形成の基本方針及び要素別、地区別、土地利用別の基本方針を踏まえ、良好な景観形成のための指針を次のように定める。

建築物の建築、工作物の建設及び維持管理を行う者は、次の指針に適合するよう努めるものとする。

対象	制限の内容
配置	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山などの眺望を阻害しないような配置とすること。 ・周辺の地形やまち並みなど周辺景観から突出した印象とならないような配置とすること。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山などの眺望景観や自然景観、周辺のまち並み景観を阻害しない高さとすること。
形態	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の形態や屋根形状は、後背の自然景観との調和に配慮するとともに、まち並み景観の統一感や連続性を高めるものとする。
壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面は、威圧感をできる限りなくすこと。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面、屋根及び工作物の色彩は、周辺景観や後背の自然景観との調和に努め、彩度は抑えること。 ・色数は全体で5色以内となるように努め、木・土・コンクリート・ガラスなどは、その配色が著しく目立った印象とならないようにすること。
材料	<ul style="list-style-type: none"> ・材料は、外観の変化をすぐに起さないもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料の使用に努めること。
付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上に設ける設備（給排水管、ダクト、受水槽、冷却塔、アンテナなど）は、外部から見えにくい場所に設置する、または目隠しなどにより見えないようにすること。 ・太陽光発電設備は、目立たない場所への配置や周囲を植栽で目隠ししたりするなど、周辺から見え難くなるように努めること。 ・太陽光発電設備の太陽電池モジュール（パネル）は、反射が少なく模様が目立たないものの採用を図るとともに、設置場所との色彩の調和を図ること。
垣、柵、門柱・門扉	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等に面する柵などの施設は、建物本体や周辺のまち並みと調和するよう形態や色彩を工夫し、圧迫感のないものとする。
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の既存樹木は、極力保全し、修景に活かすよう配慮すること。 ・敷地内や建築物等の緑化や花による修景に努めること。

3 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第3号)

「2 良好な景観形成のための方針」に基づき、市全域における良好な景観形成のため、行為の制限に関する事項を次のように定め、規制、誘導する。

1) 届出対象行為

次に掲げる行為を行おうとするものは、景観法第16条第1項に基づく届出を行う必要がある。

行 為		対象となる規模・要件
建築物	市街化区域	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築又は移転で、高さが15m(※1)を超える、または延べ面積(※2)が1,000㎡以上のもの。 ・外壁を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更で、高さが15mを超える、または延べ面積が1,000㎡以上のもの、かつ外壁の変更に係る部分の見付面積(※3)が総見付面積の5分の1以上のもの。
	市街化区域以外	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築又は移転で、高さが10m(※1)を超える、または延べ面積(※2)が1,000㎡以上のもの。 ・外壁を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更で、高さが10mを超える、または延べ面積が1,000㎡以上のもの、かつ外壁の変更に係る部分の見付面積(※3)が総見付面積の5分の1以上のもの。
	景観計画区域共通	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の太陽電池モジュール(パネル)の設置で、設置後のモジュールの合計面積が1,000㎡以上のもの。
工作物	市街化区域	<ul style="list-style-type: none"> ・新設、増設、改設又は移転で、高さが15m(※1、4)を超えるもの。 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更で、高さが15mを超えるもの、かつ外観の変更に係る部分の見付面積(※3)が総見付面積の5分の1以上のもの。
	市街化区域以外	<ul style="list-style-type: none"> ・新設、増設、改設又は移転で、高さが10m(※1、4)を超えるもの。 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更で、高さが10mを超えるもの、かつ外観の変更に係る部分の見付面積(※3)が総見付面積の5分の1以上のもの。
	景観計画区域共通	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの(以下、橋梁等という)の新設、増設、改設又は移転で、長さ(※5)が20mを超えるもの。 ・橋梁等で長さが20mを超えるものの、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、かつ外観の変更に係る部分の見付面積(※3)が総見付面積の5分の1以上のもの。 ・土地に自立した太陽光発電設備の太陽電池モジュール(パネル)の設置で、設置後のモジュールの合計面積が1,000㎡以上のもの。

※1：建築物、工作物の高さは、周囲の地面と接する最も低い位置の水平面からの高さとする。

※2：建築物の各階の床面積の合計。

※3：張間(短辺)方向またはけた行き(長辺)方向の鉛直投影面積のこと。

※4：工作物が建築物の上に設置される場合は、建築物を含めた高さとする。

※5：橋梁の長さは橋長の長さとする。高架道路、高架鉄道の長さは、それぞれ高架区間の長さとする。

2) 行為の制限

建築物及び工作物の高さまたは色彩について、景観法第 16 条第 1 項の届出を要する行為の制限は、次のとおりとする。

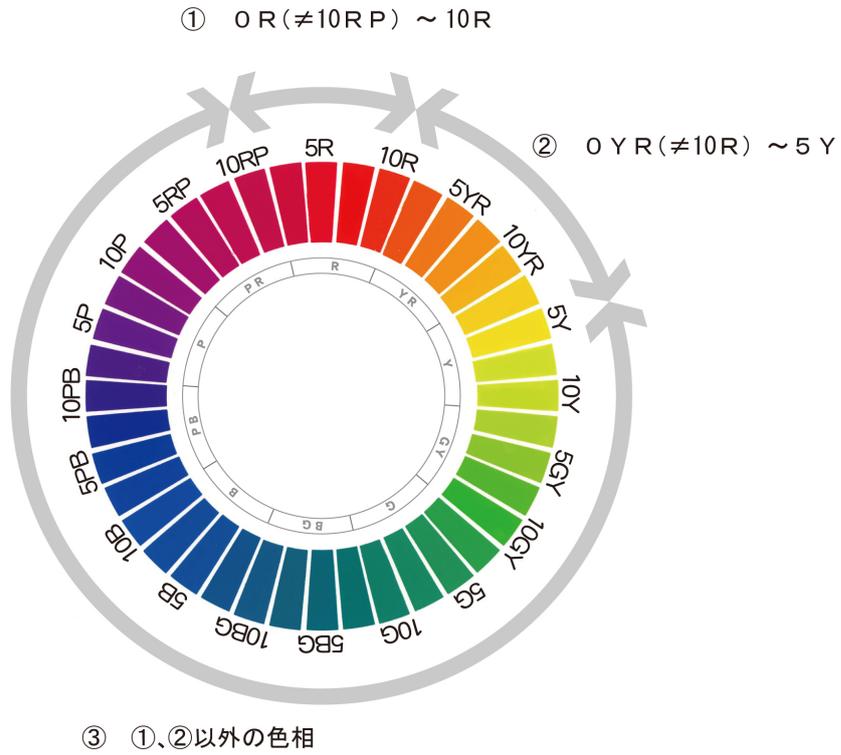
①建築物

対象	制限の内容		
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面など外壁の基調色は、日本工業規格 Z8721〔色の表示方法－三属性による表示〕において、以下のとおりとすること。 		
	色相	彩度	明度
	① 0R (≠10RP) ～10R	4.0 以下	3.0 以上
	② 0YR (≠10R) ～5Y	6.0 以下	
	③ ①②以外	2.0 以下	
	④ N (無彩色)	—	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、次の場合に関しては適用しない <ul style="list-style-type: none"> ・表面に着色していない、または製造過程において着色していない木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩及び見付面積の 10 分の 1 未満の範囲の色彩。 ・設置後の太陽光発電設備の太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が 1,000 m²以上となる行為のみが届出対象となる建築物の色彩。 ・当該建築物が敷地外から視認できない場合など、視認性の点から市長が特に景観上支障を及ぼさないと認める色彩。 		

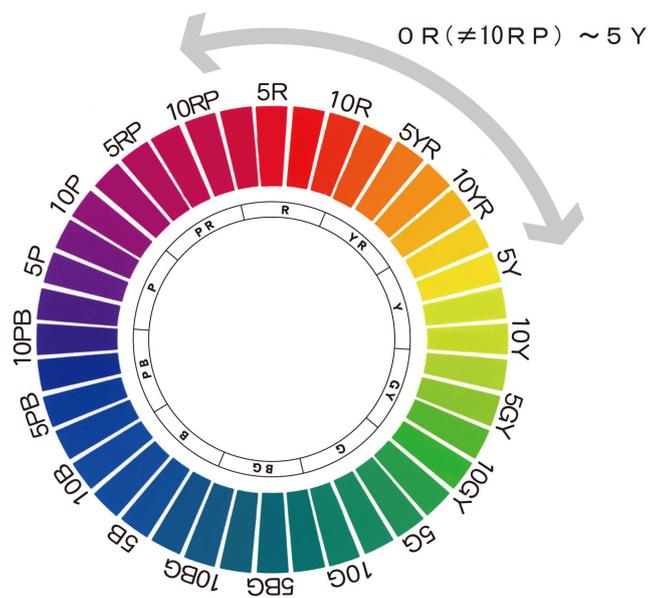
②工作物

対象	制限の内容			
色彩	<p>・ 工作物の壁面など外観の基調色は、日本工業規格 Z8721〔色の表示方法－三属性による表示〕において、以下のとおりとすること。</p>			
	区分	色相	彩度	明度
	工作物（１） ・ 工作物（２）及び工作物（３）を除く全ての工作物	① OR（≠10RP） ～10R	4.0 以下	3.0 以上
		② 0YR（≠10R） ～5Y	6.0 以下	
		③ ①②以外	2.0 以下	
④ N（無彩色）		—		
工作物（２） ・ 煙突、排気塔その他これらに類する物件、電波塔、送電用鉄塔、風力発電設備その他これらに類する物件	① OR（≠10RP） ～5Y	2.0 以下	3.0 } 7.0	
工作物（３） ・ 土地に自立して設置する太陽光発電設備	・ 太陽電池モジュール（パネル）の色彩は黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする。			
<p>・ ただし、次の場合に関しては適用しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表面に着色していない、または製造過程において着色していない木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩。 ・ 当該工作物が敷地外から視認できない場合など、視認性の点から市長が特に景観上支障を及ぼさないと認める色彩 				

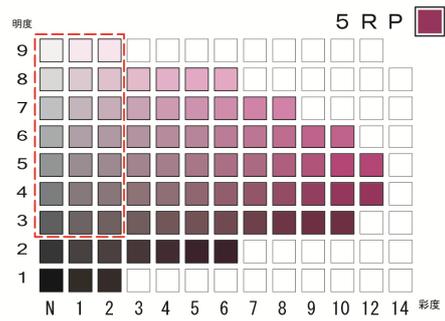
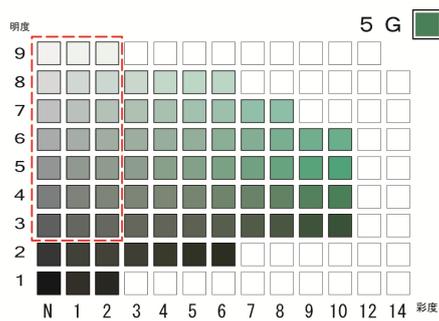
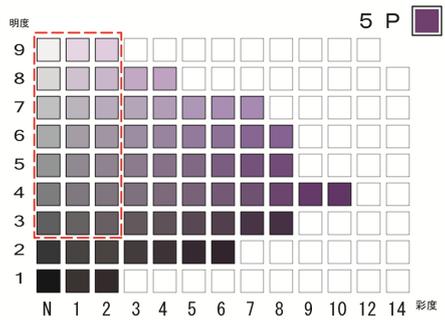
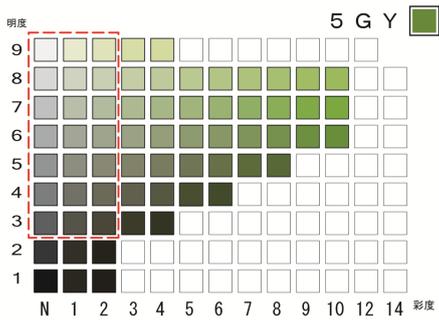
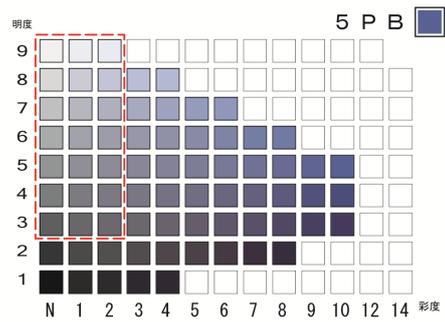
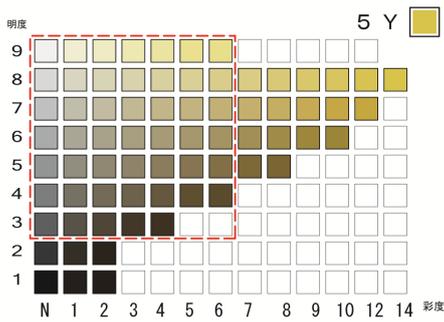
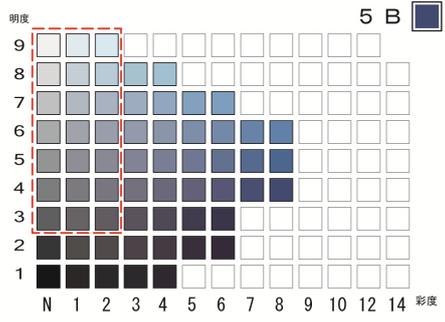
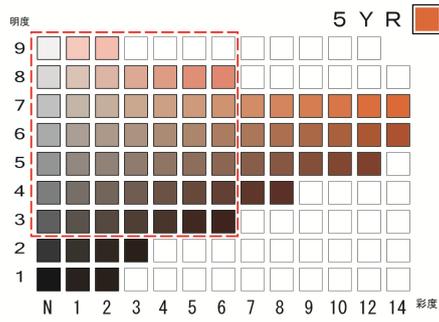
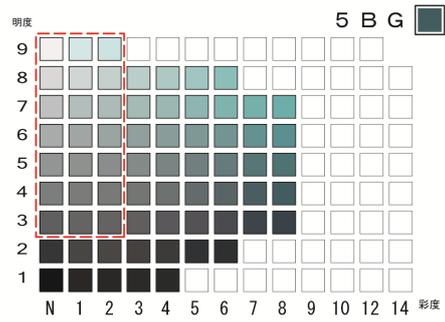
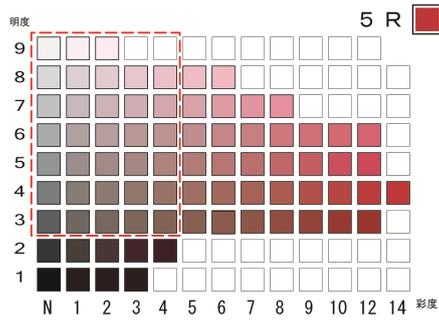
■色彩基準における色相の区分図（建築物、工作物（1））



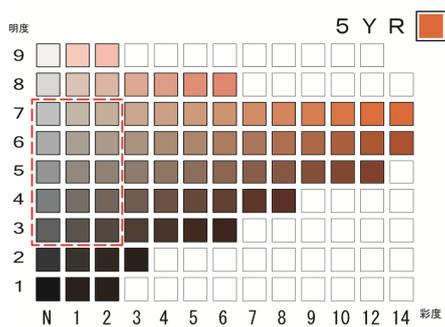
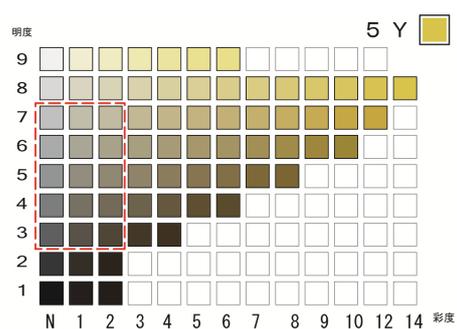
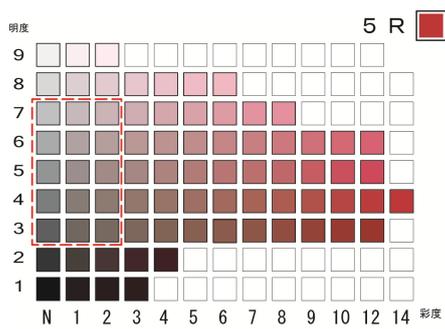
■色彩基準における色相の区分図（工作物—（2））



■ 色彩基準における利用可能な明度・彩度の例（建築物、工作物（1））



■色彩基準における利用可能な明度・彩度の例（工作物（2））



4 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第4号)

良好な景観の形成に寄与する重要な建造物及び樹木について景観法第19条第1項及び景観法第28条第1項に定める事項として、次のように指定の方針を定める。

1) 景観重要建造物の指定の方針

道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、次に示す項目のいずれかに該当する建造物については、所有者・管理者の意見を聴いた上で、「景観重要建造物」として指定する。

- ア 優れたデザインを有しており、地域のランドマークとなっている建造物
- イ 地域の歴史や文化を感じさせる、または地域景観の向上に寄与することができる建造物
- ウ 街角や景観上のポイント的な場所に位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にある建造物

2) 景観重要樹木の指定の方針

道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもので、次に示す項目のいずれかに該当する樹木については、所有者・管理者の意見を聴いた上で、「景観重要樹木」として指定する。

- ア 優れた樹容（規模、樹形等）であり、地域のランドマークとなっている樹木
- イ 地域の歴史や文化を感じさせる、または地域景観の向上に寄与することができる樹木
- ウ 街角や景観上のポイント的な場所に位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にある樹木

5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第5号)

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項として、次のように方針を定める。

1) 基本事項

景観計画区域における良好な景観形成に関する方針に基づき、屋外広告物の景観誘導を図るため、今後、規制の区域や許可基準などを検討した上で、景観行政団体である市町村の特例（屋外広告物法第28条）を活用し、市独自の屋外広告物条例を定め、制限を行う。

2) 制限の方針

- ア 基準として定める内容は、屋外広告物を設置する位置、規模、個数、表示面積、形態、意匠などに関することとする。
- イ 基準は、地域の特性を踏まえつつ、現行の静岡県屋外広告物条例の基準に基づき、本計画で定める景観形成の方針及び景観形成基準を参考として、設定する。
- ウ 基準は、規模を必要最小限とするとともに、色彩や意匠が斜面緑地景観、農地景観及びまち並み景観を阻害しないものとするよう設定する。
- エ 基準は、特に主要幹線道路の沿道景観や JR 御殿場線の車窓からの市域の景観を阻害しないものとするよう設定する。

6 景観重要公共施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第5号)

1) 景観重要公共施設の指定の方針

良好な地域景観を形成するため、道路・河川・公園等公共施設のうち、以下に該当する公共施設については、今後の整備、改修に際し、地域景観との調和や良好な景観形成への取組が実施されるよう、当該公共施設の管理者等と協議し、その同意を得た上で、必要に応じて段階的に景観重要公共施設に指定します。

- ①本市のシンボリックな存在で、市民に親しまれている公共施設であり、その整備・改修などにおいて、景観面での配慮が必要なもの
- ②市域の景観形成上、重要な場所に位置する公共施設であり、その整備・改修などにおいて、景観面での配慮が必要なもの
- ③今後新たに整備を行う公共施設で、地域の良好な景観の形成に重要なもの

2) 景観重要公共施設の指定箇所

現時点において、次に掲げる公共施設を景観重要公共施設に指定します。

(1) 道路

名称	区間	延長	管理者
市道 4008 号線、4053 号線、4054 号線 (パノラマロード)	裾野市運動公園南交差点～ 国道 469 号交差点	8.4 km	裾野市
国道 469 号	裾野市内の全区間	11.4 km	静岡県
一般県道富士公園太郎坊線 (富士山スカイライン)	裾野市内の全区間	1.4 km	静岡県

(2) 公園

名称	公園種別	面積	管理者
中央公園 (隣接河川を含む)	特殊公園 (風致公園)	1.82ha (公園面積)	裾野市 (河川は静岡県)
小柄沢緑地	都市緑地	0.78ha (供用面積 0.47ha)	裾野市

景観重要公共施設位置図



3) 景観重要公共施設の概要

(1) 道路

①市道 4008 号線、4053 号線、4054 号線（パノラマロード）

裾野市運動公園から国道 469 号を結ぶパノラマロードは、雄大な富士山の景観や豊かな自然景観を眺めることができるとともに、沿道にはヘルシーパークや裾野市運動公園などの施設も立地しており、市民のみならず多くの観光客が利用する本市の貴重な観光道路である。

近年は、市民団体による沿道へのコスモス、菜の花等の植栽も行われ、これ以外にも桜、あじさいなど花緑豊かな美しい道路が形成されており、市民の愛着も高まっている。

②国道 469 号

富士山に見える道風景、富士山を巡る道風景を守り・創り・伝えていく「ぐるり・富士山風景街道」の取組が推進されている富士山麓を環状に結ぶ道路の一部である。

道路上からは、富士山や愛鷹山系の眺望景観や森林景観、農地景観を眺めることができるとともに、大野原では特徴的かつ個性的な美しいススキ風景を眺めることができる。

③一般県道富士公園太郎坊線（富士山スカイライン）

富士山スカイラインの愛称で知られ、富士山の富士宮口五合目に通じるこの路線は、国内最高峰の山頂を目指す登山者をはじめ、多くの観光客などに利用されている。

沿道にはさまざまな樹木が生い茂り、四季折々の自然を楽しむことができる。

（2）公園

①中央公園

千福に開設されている特殊公園（風致公園）。

黄瀬川、佐野川の合流地点で、富士溶岩の断崖にかかる五竜の滝を中心に公園が広がっている。日本式庭園として整備され、園内には国指定重要文化財「植松家住宅」や若山牧水の歌碑、太鼓橋、吊橋など景勝に富んでいる。

また園内には、ツツジ、マツ、クヌギ、コナラ、サクラ、ケヤキなど 600 本以上の樹木があり緑が豊かである。

②小柄沢緑地

JR 裾野駅より西方 200m の位置（平松）に開設されている都市緑地。

駅前商店街及び市役所に隣接した中心市街地に位置し、自生のくぬぎの木、さらに小柄沢川など自然をいかし、パーゴラ等の休養、修景施設等を備えた、都市内における市民の憩いの場として緑と水の親しむことができる緑地である。

4) 景観重要公共施設の整備に関する方針

良好な景観を形成するため、景観重要公共施設の整備を行う際は、機能性、経済性、緊急性、環境等について、総合的に検討し、管理者等との協議の上で、次の事項に取り組むものとしします。

(1) 道路

名称	方針
市道 4008 号線、 4053 号線、 4054 号線 (パノラマロード)	<ul style="list-style-type: none"> ・雄大な富士山の景観や豊かな自然景観、沿道の草花風景との調和に配慮し、整備、改修を進める。 ・道路構造物の整備、改修に際しては、緑豊かな周囲の環境に調和する形態・意匠とし、色彩はグレーベージュ（10Y R 6.0/1.0）、または、ダークブラウン（10Y R 2.0/1.0）とすることを基本とする。 ・道路の草刈りなど適切な維持管理を推進し、美しい景観の維持に努める。
国道 469 号	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山や周辺の山並みの眺望、あるいは大野原のススキ風景を活かした道路景観の創出に配慮し、整備、改修を進める。 ・集落内を通る区間については、集落景観と調和するよう連続性と統一性に配慮し、整備、改修を進める。 ・道路構造物の整備、改修に際しては、緑豊かな周囲の環境に調和する形態・意匠とし、色彩は「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）第2版（平成23年12月静岡県）」に即しつつ、路線としての連続性と統一性に配慮する。 ・道路の草刈りなど適切な維持管理を推進し、美しい景観の維持に努める。
一般県道 富士公園太郎坊線 (富士山スカイライン)	<ul style="list-style-type: none"> ・雄大な富士山の景観や豊かな自然景観と調和した美しい道路景観を保全・創出に配慮し、整備、改修を進める。 ・道路構造物の整備、改修に際しては、緑豊かな周囲の環境に調和する形態・意匠とし、色彩は「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）第2版（平成23年12月静岡県）」に即しつつ、路線としての連続性と統一性に配慮する。 ・道路の草刈りなど適切な維持管理を推進し、美しい景観の維持に努める。

(2) 公園

名称	方針
中央公園 (隣接河川を含む)	<ul style="list-style-type: none">・「植松家住宅」との調和に配慮するなど、日本式庭園として相応しい景観の保全、創出を図る。・公園内からの五竜の滝及び黄瀬川、佐野川の眺望を保全するとともに、これら隣接河川の整備改修にあたっては自然環境との調和に配慮し、「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)第2版(平成23年12月静岡県)」に即したものとする。・公園内の草刈り、美化清掃など適切な維持管理を推進し、美しい景観の維持に努める。
小柄沢緑地	<ul style="list-style-type: none">・公園内にある樹木の保全を図るとともに、これらの豊かな緑と公園に接して流れる小柄沢川との調和に配慮した整備を図る。・公園内の草刈り、美化清掃など適切な維持管理を推進し、美しい景観の維持に努める。

【参考】

- ・「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）第2版（平成23年12月静岡県）」では、県土をその地域特性及び土地利用現況により、県道沿道の土地利用に基づきエリア区分（区間区分）し、各エリアの県道沿道の道路構造物の色彩を次のように定めている。

■ 県土の景観の特性によるエリア区分

区分	区分イメージ
森林（針葉樹）	植林（針葉樹）の山間地
森林（広葉樹）	自然植生（広葉樹）の山間地
地形優先	地形の起伏が激しく、沿道に擁壁や法面が多く見られる区間
茶畑	牧之原台地、富士山麓等に広がる茶園
果樹畑	果樹が広がる区間
芝地	県東部や富士山麓等に広がる芝地
農山村集落	水田や畑、山などに囲まれた集落
荒地	耕作放棄地等
田	水田等
既成住宅地	昔からの住宅地、低層の戸建住宅地、工場や店舗が混在した住宅地
郊外新住宅地	郊外において宅地開発された住宅団地
沿道商業地	大規模な駐車場を備えた量販店、専門店、飲食店
都市商業地	駅周辺地区、都市の中心部
工業地	臨海部の大規模工場集積地、工業都市
湖	浜名湖沿岸等
河川	天竜川、富士川、大井川、安倍川、狩野川ほかの河川沿い
海岸	相模湾、駿河湾、遠州灘沿岸
港湾・漁港	田子の浦港、清水港、御前崎港、焼津漁港等
漁村集落	海などに面した漁村集落
歴史的街並み地域	歴史的価値の高い建物の周辺、又は歴史的街並みが形成されている地域

<各エリアにおける構造物の色彩の一覧>

■連続して見られる構造物

エリア	連続して見られる構造物	
	塗装面積大 (ガードレール)	塗装面積小 (ガードパイプ、転落防止柵)
森林（針葉樹）	ダークグレー	ダークグレー
森林（広葉樹）	グレーベージュ	ダークグレー
地形優先	ダークグレー	ダークグレー
茶畑	グレーベージュ	ダークブラウン
果樹畑		
芝地		
農山村集落		
荒地		
田		
既成住宅地		
郊外新住宅地		
沿道商業地		
都市商業地		
工業地	グレーベージュ 亜鉛メッキ※1、4	ダークグレー
湖	グレーベージュ 亜鉛メッキ※1、4	ダークブラウン
河川		
海岸		
港湾・漁港		
漁村集落		
歴史的街並み地域	ダークブラウン ダークグレー	ダークブラウン ダークグレー

※1 構造物の劣化への配慮が必要な箇所は亜鉛メッキも候補に加える。

<別途専門家による検討が必要な施設等>

- 橋長 100m 以上の長大橋（鉸桁橋、箱桁橋を除く。）
- ランドマークとなるような特別の意味合いを持って設計される構造物（大規模水門等）
- すでに景観に関して規定している地域・地区以外で上表以外の色彩を使用する構造物
- 歴史的街並み地域の構造物の色彩

■単体として見られる構造物

エリア	単体として見られる構造物				
	塗装面積大		塗装面積小 (車止め等)	照明柱・標識柱※3	
	(桁橋、水門等)※2	(歩道橋)		直径 318.5mm 以上	直径 318.5mm 未満
森林（針葉樹）	ダークグレー	グレーベージュ	ダークグレー	亜鉛メッキ※4	ダークグレー
森林（広葉樹）	グレーベージュ	グレーベージュ	ダークグレー	亜鉛メッキ※4	ダークグレー
地形優先	ダークグレー	グレーベージュ	ダークグレー	亜鉛メッキ※4	ダークグレー
茶畑	グレーベージュ	グレーベージュ	ダークブラウン	亜鉛メッキ※4	ダークブラウン
果樹畑					
芝地					
農山村集落					
荒地					
田					
既成住宅地					
郊外新住宅地					
沿道商業地					
都市商業地					
工業地	グレーベージュ	グレーベージュ	ダークグレー	亜鉛メッキ※4	ダークグレー
湖	グレーベージュ	グレーベージュ	ダークブラウン	亜鉛メッキ※4	ダークブラウン
河川					
海岸					
港湾・漁港					
漁村集落					
歴史的街並み地域	ダークブラウン ダークグレー	グレーベージュ	ダークブラウン ダークグレー	ダークブラウン ダークグレー	ダークブラウン ダークグレー

※2 桁橋・水門等の定義・・・長大橋（鈹桁橋、箱桁橋）、中小橋、水門、樋門・樋管
鋼板巻きたて橋脚等

※3 標識柱については梁材、つなぎ材についても柱の色彩と同一とする。標識板裏面については支柱の色彩によらず、素材色（アルミニウム合金）とする。

※4 初期の光沢について景観上配慮が必要な場合は、リン酸亜鉛処理を施すことも検討する。

<色彩を決定する上での留意事項>

○交差点部などで照明柱が連続して設置されている箇所に標識柱を設置する場合は、照明柱との色彩の連続性に配慮する。

○既に景観に関して規定している地域・地区については、その規定に従い色彩を決定する。